八番一一九地先水路敷　三号
八番三一四　四号及び五号
八番一八〇　六号
八番三一九　七号
八番一二四　八号及び九号
八番三一五　十号から十二号まで
八番一二一　十三号
八番三一七　十四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
境ノ沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県岩手郡葛巻町田部
字境の沢
七番一地先道路敷　一号
七番一　二号
七番四　三号及び四号
六番　五号
五番　六号から八号まで
四番一　九号及び十号
四番二　十一号から十四号まで
二番　十五号から十七号まで
五〇番　十八号
一番　十九号
四七番一四　二十号
四七番一五　二十一号
字市部内
一一九番　二十二号
一一七番　二十三号及び二十四号
一一三番　二十五号
一一二番　二十六号
一〇八番一　二十七号
一〇六番　二十八号及び三十五号
一〇五番三　二十九号及び三十四号
一〇五番二地先道路敷　三十号から三十二号まで及び四十二号
一〇五番二　三十三号、三十九号から四十一号まで
一〇五番一　三十六号から三十八号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市部内の沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県岩手郡葛巻町田部字市部内
一〇八番一　一号、十号及び十一号
一一一番　二号
九五番　三号、四号及び十三号
九三番一　五号から七号まで
一〇六番　八号及び九号
九六番二　十二号
一一〇番　十四号
一〇九番一　十五号

○国土交通省告示第千二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年九月十四日
国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小串南上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号を順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第九十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
山口県下関市豊浦町大字小串
字権現の下　三九番一　一号及び二号
字権現の奥　四八番　三号
字福万越　三二番一　四号
三〇番二　七号
三〇番五　八号
三〇番一〇　九号
三〇番一　十号
字大西ケ浴　二八番二　五号
二九番九　六号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
五十鈴川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和四十二年建設省告示第四千六百二号で指定した同号二二に掲げる土地の区域を除く。）
山口県山口市春日町
二二二一番七

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
阿部谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第六百一号で指定した同号九及び平成二十二年国土交通省告示第二号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）
山口県防府市大字上右田
字阿部谷　一六七番地先河川敷　一号
一六一番　七号
字城山　一六九番二　二号
一六九番三　三号
字西山田　三三五番二　四号
一五四番七　五号
字田ノ口　一五八番一　六号

○国土交通省告示第千二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年九月十四日
国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
藤入川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県福島市松川町水原字笹平
三八番三　一号
三八番一　二号及び三号
三九番　四号
四一番一　五号
七七番一　六号及び七号
一八四番　八号から十号まで
一八五番　十一号
二一番　十二号
一九番　十三号
一五番　十四号
一六番　十五号
三四番一　十六号
一一番　十七号及び十九号
一二番　十八号
七番　二十号
一八七番　二十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
境沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県河沼郡会津坂下町大字船杉字盗人沢
乙一七八四番九　一号
乙一七八四番一　二号及び三号
乙一七八五番　四号
乙一七八七番　五号
乙一七八八番　六号
乙一八一三番　七号
乙一八一四番　八号
乙一八一五番　九号から十一号まで
乙一八三〇番　十二号
乙一八三三番一　十三号及び十四号
乙一八三三番三　十五号

○防衛省告示第二百五号

海上における模擬弾射出試験を次のとおり実施する。
平成二十四年九月十四日
防衛大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

日時　平成二十四年十月三日から五日（予備、同月十日から十二日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
東経一四〇度〇七分四八秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。